

京都市告示第 237 号

児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会を、次のとおり設置しました。

平成21年9月3日

京都市長 門川大作

1 要保護児童対策地域協議会の名称

京都市左京区要保護児童対策地域協議会

2 要保護児童対策調整機関の名称

京都市左京区役所福祉部支援課（子ども支援センター）

3 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等の名称及び児童福祉法第25条の5各号の該当する号

名 称	児童福祉法第25条の5各号の該当する号
京都市児童福祉センター	第1号
京都市左京区役所福祉部	第1号
京都市左京区役所保健部	第1号
京都市教育委員会生涯学習部	第1号
京都市教育委員会生徒指導課	第1号
左京区内の京都市立幼稚園（代表）	第1号
左京区内の京都市立保育所（代表）	第1号
川端警察署	第1号
下鴨警察署	第1号
社会福祉法人 迦陵園	第2号
社会福祉法人 京都市左京区社会福祉協議会	第2号

社会福祉法人 吉田母子寮	第2号
社団法人 京都府私立幼稚園連盟（左京地区代表）	第2号
社団法人 京都市私立幼稚園協会（左京地区代表）	第2号
社団法人 左京医師会	第2号
京都弁護士会	第2号
京都市立中学校校長会左京支部	第3号
京都市立小学校校長会左京北支部	第3号
京都市立小学校校長会左京南支部	第3号
左京区保育園長会	第3号
左京区民生児童委員協議会主任児童委員専門部会	第3号
左京区内の児童館及び学童保育所（代表）	第2号又は第3号
京都市長が指定する者	第3号

（京都市左京区役所福祉部支援課）